

ひとり親世帯の生活を支援するための特別給付金支給のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
- ② **公的年金等※₁を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方※₂**
- ③ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

※₁ 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※₂ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、**児童扶養手当の申請をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります**

● 給付額

児童1人当たり一律**5万円**

● 給付金の支給手続・給付時期

児童扶養手当の認定を受けている方または申請中の方については別途案内があります。それ以外の方については、本ホームページをご覧ください。どうか各町の児童扶養手当窓口までお問い合わせください。



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。